

施 工 条 件 の 明 示

工 事 名 : 太東漁港水産物供給基盤機能保全工事（浚渫）

漁 港 名 : 第1種漁港 太東漁港

工 事 箇 所 : いすみ市 岬町中原

千葉県 南部漁港事務所

明 示 項 目	明 示 事 項
工 程 関 係	・千葉県土木工事標準仕様書、特記仕様書、関係法令等を厳守し、また施工計画を十分検討のうえ工程管理を実施し、約定工期を厳守すること。 ・監督職員との協議・打合せ等を十分行い、工期の厳守に努めること。 ・漁業活動に支障とならないよう、夷隅東部漁業協同組合と工程の打合せをすること。
用 地 関 係	・本工事に使用する船舶の停泊場所については、夷隅東部漁業協同組合と調整を図ること。
公 害 対 策 関 係	・排出ガス対策型建設機械（低騒音）排出ガス対策型建設指定要領に基づき指定されている建設機械を使用し、工事に伴う騒音、振動、粉塵等を抑止し環境保全に努めること。 ・作業船等の油脂類の流出による水質の汚染防止に注意すること。 ・水域の汚濁防止に努めること。 ・汚濁した場合、直ちに監督職員に報告し受注者の責任において処理すること。
安 全 対 策 関 係	・「港湾工事安全施工指針」、「潜水作業安全施工指針」及び「作業船団安全運航指針」を参考にし、常に工事の安全に留意して事故及び災害の防止に努めなければならない。 ・仮設工は、建設工事公衆災害防止対策要綱、土木工事安全施工技術指針、労働基準法など、関係法令に基づき安全に施工すること。 ・標識類等の安全施設類については、現場条件に応じて設置するほか、保安部等第三者との協議に基づき設置するものとする。また、保安部等第三者との協議の結果、又は条件変更等に伴い変更する必要がある場合は別途協議する。 ・本工事の工事目的物を完成するために必要な一切の手段については任意である。 ・機械、材料搬出入時、安全に努めること。 ・航路・岸壁利用者等との連絡を密にとること。 ・海上作業の安全対策として安全監視船を実作業日数配置すること。 ・一般船舶の航行幅を確保して作業を行うこと。 ・航行幅を超える長さの船舶が航行する場合、特別に行きあい調整を行うこと。
工 事 用 道 路 関 係	・私有地を使用する際に損傷等を与えない為に十分留意すること。また損傷等生じた場合、受注者の責において原形に復すること。
仮 設 備 関 係	・仮設備の安全等について監督職員と協議を行うこと。
建 設 副 産 物 関 係	・産業廃棄物の処理については、別添特記仕様書の建設副産物に関する事項に基づき適正に処理するものとする。
工 事 支 障 物 件 等	・施工前の現地調査時に支障物を把握し管理者と協議を行い適切な処理をすること。
排 水 工 （汚濁処理関係）	・特になし。
薬 液 注 入 関 係	・特になし。
そ の 他	・施工にあたり、関係官庁に対して諸手続き等が必要な際には、これを取得後に工事を着手すること。